

管理 No.	不 082
--------	-------

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署： 子ども未来部 保育所・幼稚園課
（ 給付保育料係 ）

根拠区分	条例・規則
処分の名称	利用者負担額の徴収
根拠条例・規則の名称／条項	奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年奈良市条例第8号）第4条
処分権者	奈良市長
処分基準	<p>【根拠規定】 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例 （利用者負担額の徴収） 第4条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設又は市が実施する特定地域型保育事業において、子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から、前条第1項に定める額を徴収する。 2 市長は、法附則第6条第4項の規定により、同条第1項に規定する特定保育所から保育を受けた保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から前条第2項に定める額を徴収する。</p> <p>【基準規定】 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例 （利用者負担額） 第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。 2 法附則第6条第4項に規定する額は、規則で定める。 第4条</p> <p>奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則（平成27年奈良市規則第11号） （利用者負担額） 第2条 条例第3条第1項に規定する市が定める額のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項各号及び第29条第3項第2号に基づくものは、別表に定める額とする。 2 条例第3条第1項に規定する市が定める額のうち、法第30条第2項各号に基づくものについては、別表に定めるもののほか、市長が別に定める。 3 条例第3条第2項に規定する額については、第1項の規定を準用する。</p> <p>奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する取扱要領</p>
聴聞・弁明の機会の付与の区分	<input type="checkbox"/> 聴聞 <input type="checkbox"/> 弁明の機会の付与 <input checked="" type="checkbox"/> 適用除外（行政手続条例第13条第2項第4号該当）
最終更新日	平成31年3月8日更新